

国立大学法人東京農工大学産官学連携ポリシー

国立大学法人東京農工大学（以下「本学」という。）では、持続的発展可能な社会を実現するために、農学、工学及びその融合領域において最高水準の研究を目指し、また、学術的・社会的に貢献度が高く、質の高い研究を行うことを研究面における目標としている。さらに、研究で得た成果を人類共通の財産として広く社会に還元すること、社会の持続的な発展および人類の知的・文化的・物質的生活の向上に貢献すること、研究連携を通して大学と社会がともに利益を得る体制を構築し知的創造サイクルを形成することを、目指すこととしている。

社会との連携の主要な方法の一つが、産官学連携である。大学は、産官学連携を通じて、新技術の創出、権利化、技術移転、起業支援等を行い、新産業の創出や雇用の創出などに貢献し、社会に貢献する。一方、大学もこれによって教育研究上の刺激を受け、研究資金を得て新たな研究開発を展開することができる。このように、産官学連携は、大学と社会の双方にとって大きな意義をもつため、従来から大学の2大使命として掲げられてきた「教育」と「学術研究」に並ぶ第三の使命である「社会貢献」の一環として推進することが、広く社会から求められている。

このような産官学連携を円滑に推進するために、本学では、以下のような「産官学連携ポリシー」を掲げる。

- (1) 自由な発想に基づく基礎的で創造的な研究を重視するとともに、社会的要請に基づく研究の必要性に留意して産官学連携を主体的に実施し、産官学がともに利益を得られる研究を推進する。
- (2) 大学と企業または公的機関との組織同士の明確な契約による連携を基本とし、知的財産を適切に保護しかつ活用する研究を推進する。
- (3) 地域貢献につながる社会的要請が大きく公共性の強い研究を推進する。
- (4) 新技術及び新産業創出に対する大学の社会的責任に鑑み、大学発のスタートアップ企業の育成を重視する。
- (5) 産官学連携により生まれる環境を活用して、社会の発展に貢献できる人材を育成する。
- (6) 職員、大学及び社会との間の利益相反を、適切に管理、調整する。
- (7) 教育及び研究に加え、新技術及び新産業創出への寄与を、教員の業績として正当に評価する。
- (8) 産官学連携を推進し新技術創出及び新産業創出を図るために、農工大ティー・エル・オー株式会社と連携する。

国立大学法人東京農工大学産官学連携ポリシー補足説明

1. 対象者

本産官学連携ポリシーの対象者は、本学の役員、職員、本学における研究プロジェクトに参加する者及び本学の産官学連携及び知的財産に関する業務に契約により協力する者（以下「職員等」という。）とする。

2. 産官学連携推進のための取り組み

(1) 民間等との共同研究及び受託研究

- 1) 大規模で社会的要請・公共性の強い共同研究を推進するために、300万円以上の共同研究（従来の共同研究「区分A」に相当）を、施設利用において優遇する。
- 2) 受入れの決定を適切に行うために、必要な事項を関係委員会において審議する。
- 3) 国によって定められた競争的資金により受託するものを除き、一定の割合の間接経費を、大学の定めるところにより徴収するものとする。
- 4) 研究費の納付方法に、柔軟性をもたせるものとする。
- 5) 大学の定める原則に従い、契約により、知的財産の取扱い、受け入れた研究費により取得した設備の取扱い、秘密の保持及び研究成果公表の取扱い等を予め明確に定めて実施するものとする。

(2) 共同研究員及び受託研究員

- 1) 受入れに係る費用については、研究に必要経費を算定し定めるものとする。
- 2) 学内における位置付け、発明の帰属、秘密の保持等を明確にして受け入れるものとする。

(3) ベンチャービジネス萌芽研究と教育

- 1) 本学の教員を含めた研究者、学生及び市民のベンチャーマインドを高めるために必要な情報と教育プログラムを、適宜提供するものとする。
- 2) 大学院及び学部の学生に対して、ベンチャービジネスの萌芽につながるようなアイデアを募集し支援する。
- 3) ポスドクの研究者並びに教員に対して、ベンチャービジネスに結びつく可能性のある幅広いテーマからプロジェクト研究を募集し支援するものとする。

(4) インキュベーション

- 1) 本学における研究成果を基に企業を起こそうとする者又は起こされた企業で共同研究等を継続して必要とする者に、施設を利用させ支援するものとする。
- 2) 技術だけでなく、経営、財務、法務等についても、専門家による助言等を行うものとする。
- 3) ベンチャービジネス萌芽研究と連動した一貫した支援を行うものとする。

(5) 兼職及び兼業

- 1) 兼職及び兼業に当たっては、産官学連携推進の観点を考慮するものとする。

2) 産官学間の人材の流動性を図り、柔軟な人事制度を導入するものとする。

(6) 外部人材の登用

1) 客員教授及び助教授として、外部人材を登用する。

2) 事務担当職員についても、外部人材の登用に努めるほか、内部での計画的養成を行う。

3. 推進組織

産官学連携・知的財産センターが中核となって、推進のための具体的方策を行うものとする。

推進に当たっては、農工大ティー・エル・オー株式会社、卒業生による産学連携支援組織や登録された外部人材を適切に活用するものとする。